

<input type="checkbox"/>	_____

公務員の労働基本権についての判例の動向に関する次のアからエまでの各記述について、それぞれ正しい場合には1を、誤っている場合には2を選びなさい。

- ア. 一切の公務員の団体交渉権及び争議権を否認する昭和23年政令第201号の合憲性が争われた弘前機関区事件判決（最高裁判所昭和28年4月8日大法廷判決）において、最高裁判所は、憲法第13条の「公共の福祉」論と憲法第15条第2項の「全体の奉仕者」論を根拠にして、公務員の労働基本権の一律禁止を合憲とした。
- イ. 公共企業体等労働関係法における争議権規制の合憲性が争われた全通東京中郵事件判決（最高裁判所昭和41年10月26日大法廷判決）において、最高裁判所は、公務員の労働基本権を原則として保障し、比較衡量論に基づき、その制限が著しく合理性を欠き、立法府の裁量を明らかに逸脱しているか否かにより合憲性を判断するアプローチを採用した。
- ウ. 地方公務員法の規制をめぐる都教組事件判決（最高裁判所昭和44年4月2日大法廷判決）と国家公務員法の規制をめぐる全司法仙台事件判決（最高裁判所昭和44年4月2日大法廷判決）において、最高裁判所は、全通東京中郵事件判決を継承しつつ、さらに、争議行為をあおる等の行為に対する刑事罰について、合憲限定解釈を行った。
- エ. 国家公務員法の規制をめぐる全農林警職法事件（最高裁判所昭和48年4月25日大法廷判決）において、最高裁判所は、全通東京中郵事件判決を変更する旨述べ、「公務員の地位の特殊性と職務の公共性」論、公務員の勤務条件に関する「財政民主主義」論を根拠にして、公務員の争議行為の一律禁止を合憲とした。

## ア. ○

判例（最大判昭 28.4.8～弘前機関区事件～）は、「国民の権利はすべて公共の福祉に反しない限りにおいて立法その他の国政の上で最大の尊重をすることを必要とするのであるから、憲法 28 条が保障する勤労者の団結する権利及び団体交渉その他の団体行動をする権利も公共の福祉のために制限を受けるのは已を得ないところである。殊に国家公務員は、国民全体の奉仕者として（憲法 15 条）公共の利益のために勤務し、且つ職務の遂行に当っては全力を挙げてこれに専念しなければならない（国家公務員法 96 条 1 項）性質のものであるから、団結権団体交渉権等についても、一般の勤労者とは違って特別の取扱を受けることがあるのは当然である。従来の労働組合法又は労働関係調整法において非現業官吏が争議行為を禁止され、又警察官等が労働組合結成権を認められなかつたのはこの故である。同じ理由により、本件政令第 201 号が公務員の争議を禁止したからとて、これを以て憲法 28 条に違反するものということはできない」としている。

↔ 2022 総合講義・52 頁

## イ. ×

判例（最大判昭 41.10.26 【百選Ⅱ139】～全通東京中郵事件～）は、「労働基本権は、たんに私企業の労働者だけについて保障されるのではなく、公共企業体の職員はもとよりのこと、国家公務員や地方公務員も、憲法 28 条にいう勤労者にほかならない以上、原則的には、その保障を受けるべきものと解される。『公務員は、全体の奉仕者であつて、一部の奉仕者ではない』とする憲法 15 条を根拠として、公務員に対して右の労働基本権をすべて否定するようなことは許されない。ただ、公務員またはこれに準ずる者については、後に述べるように、その担当する職務の内容に応じて、私企業における労働者と異なる制約を内包しているにとどまると解すべきである」とした上で、「労働基本権の制限は、労働基本権を尊重確保する必要と国民生活全体の利益を維持増進する必要とを比較衡量して、両者が適正な均衡を保つことを目途として決定すべきであるが、労働基本権が勤労者の生存権に直結し、それを保障するための重要な手段である点を考慮すれ

ば、その制限は、合理性の認められる必要最小限度のものにとどめなければならない」としている。

⇒ 2022 総合講義・50 頁

## ウ. ○

判例（最大判昭 44.4.2 【百選 II 140】～都教組事件～）は、「右判決〔注：最大判昭 41.10.26 【百選 II 139】～全遞東京中郵事件～〕に示された基本的立場は、本件の判断にあたっても、当然の前提として、維持すべきものと考える」とした上で、「争議行為そのものに種々の態様があり、その違法性が認められる場合にも、その強弱に程度の差があるように、あおり行為等にもさまざまの態様があり、その違法性が認められる場合にも、その違法性の程度には強弱さまざまのものがありうる。それにもかかわらず、これらのニュアンスを一切否定して一律にあおり行為等を刑事罰をもってのぞむ違法性があるものと断定することは許されないというべきである。ことに、争議行為そのものを処罰の対象とすることなく、あおり行為等にかぎって処罰すべきものとしている地公法 61 条 4 号の趣旨からいっても、争議行為に通常随伴して行なわれる行為のごときは、処罰の対象とされるべきものではない」としている。

また、判例（最大判昭 44.4.2～全司法仙台事件～）も、「法律の規定は、可能なかぎり、憲法の精神に即し、これと調和しうるよう合理的に解釈されるべきものであって、この見地からすれば、これらの規定の表現にのみ拘泥して、直ちにこれを違憲と断定する見解は採ることができない。」「右のように限定的に解釈するかぎり、前示国公法 98 条 5 項はもとより、同法 110 条 1 項 17 号も、憲法 28 条に違反するものということができ……ないことは、当裁判所大法廷の判例（とくに昭和……41 年 10 月 26 日大法廷判決……、昭和……44 年 4 月 2 日大法廷判決参照）の趣旨に照らし、明らかである」とした上で、「あおり行為等を処罰するには、争議行為そのものが、職員団体の本来の目的を逸脱してなされるとか、暴力その他これに類する不当な圧力を伴うとか、社会通念に反して不当に長期に及ぶなど国民生活に重大な支障を及ぼすとか等違法性の強いものであることのほか、あおり行為等が争議行為に通常随伴するものと認められるものでないことを要するものと解すべきである。というのは、職員の行なう争議行為そのものが処罰の対象とされていないのに、あおり行為等が安易に処罰の対象とされるときは、結局、争議行為参加者の多くが処罰の対象とされることになつて、国公法の建前とする争議行為者不処罰の原則と矛盾することになるからである」としている。

⇒ 2022 総合講義・52, 54 頁

## 工. ×

判例（最大判昭 48.4.25 【百選II 141】～全農林警職法事件～）は、「いわゆる全司法仙台事件についての当裁判所の判決（昭和……同 44 年 4 月 2 日大法廷判決……）は、本判決において判示したところに抵触する限度で、変更を免れないものである」としており、全通東京中郵事件判決を変更する旨述べたのではない。

なお、同判例は、「公務員の地位の特殊性と職務の公共性にかんがみるときは、これを根拠として公務員の労働基本権に対し必要やむをえない限度の制限を加えることは、十分合理的な理由があるというべきである。」「公務員の場合は、……その勤務条件はすべて政治的、財政的、社会的その他諸般の合理的な配慮により適当に決定されなければならず、しかもその決定は民主国家のルールに従い、立法府において論議のうえなされるべきもので、同盟罷業等争議行為の圧力による強制を容認する余地は全く存しないのである。……もしこのような制度上の制約にもかかわらず公務員による争議行為が行なわれるならば、使用者としての政府によっては解決できない立法問題に逢着せざるをえないこととなり、ひいては民主的に行なわれるべき公務員の勤務条件決定の手続過程を歪曲することともなって、憲法の基本原則である議会制民主主義（憲法 41 条、83 条等参照）に背馳し、国会の議決権を侵す虞れすらなしとしないのである。」「以上に説明したとおり、公務員の従事する職務には公共性がある一方、法律によりその主要な勤務条件が定められ、身分が保障されているほか、適切な代償措置が講じられているのであるから、国公法 98 条 5 項がかかる公務員の争議行為およびそのあおり行為等を禁止するのは、勤労者をも含めた国民全体の共同利益の見地からするやむをえない制約というべきであつて、憲法 28 条に違反するものではないといわなければならない」としている。

⇒ 2022 総合講義・54 頁